

令和 7 年度豊橋市スタートアップチャレンジ交付金公募要領

1 趣旨

この要領は、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金の交付に関し、豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、令和 7 年度の交付に必要な事項を定めるものです。

2 募集期限及びスケジュール

募集期限	令和 8 年 1 月 19 日（月）17 時まで
書類審査結果通知	令和 8 年 1 月 28 日（水）頃
プレゼン審査	令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 ※時間等の詳細は、書類審査通過者へ個別にご連絡いたします。
交付決定・確定通知	令和 8 年 3 月中旬頃

3 担当部局

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市産業部地域イノベーション推進室

電話：0532-51-2440

FAX：0532-55-9090

メールアドレス：chiiki-innova@city.toyohashi.lg.jp

4 交付対象事業者

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- （1） 中小企業者等であること（認定事業^{※1}を行う期間の末日までに、個人事業の開業届出又は株式会社の設立等を行う者を含む。）。ただし、みなし大企業を除く。
- （2） 起業、代表者の交代に伴い新たな事業へ取り組むこと又は第二創業によって、市内において認定事業を行う者であること。
- （3） 市内に本社又は主たる事業所を置いていること（認定事業を行う期間の末日までに、本社又は主たる事業所を置いている場合を含む。）。
- （4） 以下に掲げる交付対象事業者の区分のいずれかに該当し、対応する内容を満たしていること。

交付対象事業者	内容
出資を受けた者	<u>令和6年1月1日以降に</u> 、認定ベンチャーキャピタル等※ ² から出資を受けていること。
賞金を獲得した者	<u>令和6年1月1日以降に</u> 、ビジネスプランコンテスト等のコンテストで賞金を獲得していること。
伴走支援を受けている者	<u>令和6年1月1日以降に</u> 、認定ベンチャーキャピタルから伴走支援を受けていること。
プロトタイプを有している者	事業化にあたってプロトタイプを有していること。

※1 認定事業 次に掲げる要件を全て満たす事業として市長が認めるものをいう。

ア 社会課題の解決を目指す事業であること。

イ IT、新技術等を活用して新市場の開拓又は高成長を目指す事業であること。

ウ 事業の期間の全部が交付金の交付の確定をした日から1年以内であること。

エ プロダクトマーケットフィット（顧客の課題を満足させる製品を提供し、それが適切な市場に受け入れられている状態）の達成に向けて、必要な資金が充足していない事業であること。

※2 認定ベンチャーキャピタル等 次に掲げる要件のいずれかを満たす者をいう。

ア スタートアップへの投資機能及び事業化支援機能を有する事業者であって、他の地方公共団体等が認定したもの。

イ 投資を行う者であって、市長が適当と認めたもの。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、交付金対象事業者としません。

(1) 申請者又は法人の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者であること。

(3) 本社又は主たる事業所の所在する市区町村の市区町村税を滞納している者であること。

(4) 交付申請以前に同一又は類似の申請内容で、市から補助金等の交付決定を受けている者であること。

(5) その他市長が適当でないと認めた者であること。

5 交付対象経費

・ 人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・ 店舗等借料 ・ 設備費 ・ 原材料費 ・ 知的財産権等関連経費 ・ 謝金	・ 旅費 ・ マーケティング調査費 ・ 広報費 ・ 外注費 ・ 委託費 ・ その他必要な経費
---	--

交付対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する費用及び他の補助金等の対象経費となる費用を含まないものとします。

6 交付金の額

交付対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数は切り捨て。）

ただし、交付対象事業者の区分に応じてそれぞれ以下の上限を定めます。

交付対象事業者	上限金額
出資を受けた者	認定ベンチャーキャピタル等からの出資額、又は250万円のうち低い方
賞金を獲得した者	獲得した賞金の額、又は150万円のうち低い方
伴走支援を受けている者	150万円
プロトタイプを有している者	150万円

7 必要書類の提出

提出期限	令和8年1月19日（月）17時迄 必着
提出方法	電子メールまたは郵送
提出先	担当部局に同じ
提出書類	別表「必要書類一覧」のとおり

8 交付の決定等に係る審査

交付の決定等にあたり次の審査を実施し、認められた者に豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付決定・確定通知書（様式第2）により通知を行います。

(1) 書類審査

提出された書類をもって、交付対象要件を満たす者か否か等を審査します。なお、書類審査の際に不明な点が生じた場合は本市から個別に質問をすることがあります。

(2) プレゼン審査

有識者からなる審査会にて、プレゼンテーションを実施いただき審査します。

日程	令和8年2月6日(金) 午後 ※時間等の詳細は、書類審査通過者へ個別にご連絡いたします。
会場	豊橋市役所
プレゼン内容	申請時に提出する「豊橋市スタートアップチャレンジ交付金 提案書」の内容に沿ってプレゼンを実施してください。
審査時間	1者あたり20分程度を予定(プレゼン7分、質疑10分)
その他	・出席者は2名以内とします。 ・会場にプロジェクターを用意しますので、投影ができるようプレゼン用のデータをいれたPCを持参ください。 ・審査結果と併せて、審査員のコメントをフィードバックします。

(3) 審査基準

市場性	・顧客のニーズや課題を具体的に把握しており、それに対応したビジネスとなっているか。 ・顧客に対する市場規模は広がりがあり、事業の成長性や収益性があるビジネスか。
実現可能性	・新規性のある事業アイデアやユニークな技術シーズが盛り込まれ、競争優位性があるか。 ・事業実現可能な知見・経験値、実現を期待させる進捗があり、認定事業終了後に概ね3年以内に事業化が達成・進展される可能性が高いか。 ・経営者、マネジメントチームや実施体制が、事業成功を期待できるか。
豊橋市への経済効果	・豊橋市での自社の事業拡大(売上、雇用、事業所拡大、設備投資等)をどの程度見込んでいるか。 ・豊橋市内企業や大学との協業、取引の可能性はあるか。 ・市民のQOL向上や利便性向上へ寄与するか。

交付金の使 途と妥当性	・ 事業計画実現のために本交付金が必要か。 例) 既存事業の延長や機能追加、横展開にあたる事業は、本交付金の使途として妥当ではない。
----------------	--

9 交付金の交付確定後の対応

交付金の交付を受けた者は、令和8年度以降に次の対応を実施いただきます。

(1) 令和8年度

書類提出	豊橋市スタートアップチャレンジ交付金認定事業終了報告書(様式第6)
提出期限	認定事業終了から1月以内

(2) 令和9年度～令和10年度

書類提出	豊橋市スタートアップチャレンジ交付金事業化状況報告書(様式第8)
提出期限	毎会計年度の決算確定の日の翌日から起算して1月以内

別表「必要書類一覧」

申請区分等	提出書類	確認
共通	豊橋市スタートアップチャレンジ交付金交付申請書（様式第1）	☐
	豊橋市スタートアップチャレンジ交付金 申請者の概要（別紙1）	☐
	豊橋市スタートアップチャレンジ交付金 提案書（別紙2）	☐
	登記事項証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書の写し）※会社設立前の場合は不要	☐
	本社及び主たる事業所の所在する市区町村に係る納税証明書又は未納がないことを証明する書類	☐
	暴力団排除に関する誓約書（別紙3）	☐
	拠点進出に関する誓約書（別紙4） ※既に市内に拠点がある場合は不要	☐
(1)出資を受けた者	投資契約書等、認定ベンチャーキャピタル等※から投資を受けていることが分かる書類（写し可）	☐
(2)賞金を獲得した者	コンテスト等で賞金を獲得したこと及びその金額がわかる書類（写し可）	☐
	コンテストの概要がわかる書類	☐
(3)伴走支援を受けている者	スタートアップの評価及びハンズオン計画書（別紙5）	☐
(4)プロトタイプを有している者	プロトタイプの内容を説明する書類（写真、図面等を含み、インタビュー結果などその価値がわかるもの。書式自由。）	☐

参考資料：交付対象事業者、交付金額等

交付対象事業者	内容	交付対象経費	交付金の額
出資を受けた者	<u>令和6年1月1日</u> 以降に、認定ベンチャーキャピタル等※から出資を受けていること。	・人件費（認定事業に直接従事する従業員に係るものに限る。） ・店舗等借料 ・設備費 ・原材料費 ・知的財産権等関連経費	交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、認定ベンチャーキャピタル等からの出資額かつ250万円を上限とする。）
賞金を獲得した者	<u>令和6年1月1日</u> 以降に、ビジネスプランコンテスト等のコンテストで賞金を獲得していること。	・謝金 ・旅費 ・マーケティング調査費 ・広報費	交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、獲得した賞金の額かつ150万円を上限とする。）
伴走支援を受けている者	<u>令和6年1月1日</u> 以降に、認定ベンチャーキャピタルから伴走支援を受けていること。	・外注費 ・委託費 ・その他必要な経費	交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、150万円を上限とする。）
プロトタイプを有している者	事業化に当たってプロトタイプを有していること。		交付対象経費の2分の1以内の額（ただし、150万円を上限とする。）